

# 学校安全に関する 教員養成・教員研修について

令和3年8月26日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 第3次学校安全の推進に関する計画の策定について(諮問)(一部抜粋)

第三に、安全教育や安全管理に関して、教員養成段階で身に付けるべきことや教員研修の在り方について御検討をお願いします。令和元年度から、教職課程において学校安全について必ず修得することとされました。自然災害や事件・事故が発生した際に、児童生徒等の命を守るためには、全ての教職員が協力し合って的確に対応しなければなりません。また、児童生徒等に対する安全教育の充実を図るためには、教職員自身が自然災害等の安全に関する知見等、指導すべき内容を明確に把握しておくことが重要です。

また、前述の学習指導要領で示された、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントの中で体系的な安全教育を推進することや、児童生徒等が安全上の課題について自ら考え主体的な行動につながるような工夫など、安全教育の効果を高めていくことも重要です。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通じて、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することが求められます。

学校安全教育の充実及び教員養成や教員研修における学校安全の在り方について御検討をお願いします。

# 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令について(概要)

## 0. 教育職員免許法の改正(平成28年11月)

法律上の科目区分を統合(総単位数は変更なし)

【教諭】 ①教科に関する科目、②教職に関する科目、③教科又は教職に関する科目 ⇒ 教科及び教職に関する科目

【養護教諭】 ①養護に関する科目、②教職に関する科目、③養護又は教職に関する科目 ⇒ 養護及び教職に関する科目

【栄養教諭】 ①栄養に係る教育に関する科目、②教職に関する科目、③栄養に係る教育又は教職に関する科目 ⇒ 栄養に係る教育及び教職に関する科目

## 1. 施行規則改正の基本的な考え方

平成27年12月21日中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」で示された教職課程の見直しのイメージに基づき、科目及び科目に含めることが必要な事項を改める。養護教諭・栄養教諭は教諭の見直しのイメージを準用する。

## 2. 施行規則上の科目区分の大括り化

【教諭】現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

- ①教科及び教科の指導法に関する科目(領域及び保育内容の指導法に関する科目)、②教育の基礎的理解に関する科目、
- ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
- ⑤大学が独自に設定する科目

※①については、教科(領域)の内容と指導法を併せて取り扱う科目の開設が可能に。

【養護教諭/栄養教諭】現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

- ①養護/栄養に係る教育に関する科目、②教育の基礎的理解に関する科目、
- ③道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
- ⑤大学が独自に設定する科目

## 3. 施行規則上の事項の改正

＜新たに独立した事項を設けるもの＞

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)、総合的な学習の時間の指導法

＜事項の内容を追加するもの＞

チーム学校への対応、学校と地域との連携、学校安全への対応、カリキュラム・マネジメント、キャリア教育

※保育内容の指導法、各教科の指導法、教育課程の意義及び編成の方法、教育の方法及び技術、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法にはアクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること

各教科・保育内容の指導法については、情報機器及び教材の活用を含むこととする

＜大学の判断により事項に加えることを可能とした内容＞

学校インターンシップ(学校体験活動)(幼稚園・小学校・中学校の教諭、養護教諭は2単位まで。高等学校教諭、特別支援学校教諭は1単位まで。)※教育実習に学校体験活動の単位を含めた場合、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位の流用はできない。

## 教育の基礎的理解に関する科目

### 一 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携および学校安全への対応を含む)

**全体目標：** 現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。

### (3)学校安全への対応

**一般目標：** 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

**到達目標：**

- 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
- 2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

## 整理すべき観点①

### 資質能力の大枠と具体的な能力記述

### 資質能力の「観点」と身に付けるべき「水準」

- ✓ 特別部会では、各学校種・教科等を横断して全ての教師に共通して求められる資質能力として、教員免許で担保すべきと考えられる「基礎的な」資質能力に関し、「教諭」を念頭に置いた資質能力の大枠を議論し、求められる資質能力の具体的な内容を明らかにしてはどうか。
- ✓ その上で、その資質能力の具体的な内容を踏まえた、新たな教職課程の科目・内容については、別途設ける小委員会等において、教職課程コアカリキュラムとの関係も踏まえつつ、専門的な検討を行うこととしてはどうか。
- ✓ 各資質能力の向上に向けて、入職後、教職生涯にわたって身に付けていくべきキャリアステージごとの水準（指標）は、各地域の教育委員会と大学等で協働して策定する現在の教員育成指標の仕組みにより、各教育委員会が明らかにすることとしてはどうか。※国としては指標の参酌指針を示す

c f. 高度専門職業人としての教員に共通に求められる資質能力，グローバル化をはじめとする大きな社会構造の変化の中にあつて，全国を通じて配慮しなければならない事項やそれぞれのキャリアステージに応じて最低限身に付けるべき能力などについては，各地域が参酌すべきものとして国が策定指針などにおいて大綱的に示していくべき。

これはあくまでも教員や教育委員会をはじめとする関係組織の支援のための措置であり，決して国の価値観の押しつけ等ではなく，各地域の自主性や自律性を阻害するものとなつてはならない。

※中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（平成27年12月21日）P50

4

## 教員育成指標の内容を定める際の7つの観点

- (1) **教職を担うに当たり必要となる素養に関する事項**（倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的な人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲及び研究能力を含む。）
- (2) **教育課程の編成、教育又は保育の方法及び技術に関する事項**（各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、情報機器及び教材の活用に関する事項を含む。）
- (3) **学級経営、ガイダンス及びカウンセリングに関する事項**
- (4) **幼児、児童及び生徒に対する理解、生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育等に関する事項**（いじめ等児童生徒の問題行動への対応、不登校児童生徒への支援、情報モラルについての理解に関する事項を含む。）
- (5) **特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項**（障害のある幼児、児童及び生徒等への指導に関する事項を含む。）
- (6) **学校運営に関する事項**（学校安全への対応、家庭や地域社会、関係機関との連携及び協働、学校間の連携に関する事項を含む。）
- (7) **他の教職員との連携及び協働の在り方に関する事項**（若手教員の育成に係る連携及び協働に関する事項を含む。）

出典) 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（平成29年文部科学省告示第55号）より

# 資質能力の構造化の試案（イメージ） —資質能力の大枠—

## 横断的な要素である「マネジメント」のイメージ

マネジメントとは、目標の達成に向けて、組織の限りある資源を効率的に活用すること。

教職に必要な素養等  
に主として関するもの

学習指導等  
に主として関するもの

生徒指導等  
に主として関するもの

特別な配慮や支援を必要とする  
子供への対応  
に主として関するもの

ICTや情報・教育データの  
利活用等  
に主として関するもの

※ 5つの大くりの資質能力の観点は、相互に関連し合っている

マネジメント能力が特に発揮される主な場面

### 学校組織マネジメント（※）

タイム・マネジメント  
情報管理  
施設設備管理  
人材育成（職能開発）  
学校安全  
（リスク・マネジメントを含む）

業務改善

カリキュラム・マネジメント

集団づくり（学級・学年経営） など

※ 学校組織マネジメントとは、管理職が教職員との連携協力の下、学校に  
関与する人たちのニーズに適応させながら学校の目標を策定し、学校内  
外の能力・資源を開発・活用し、活動を組織化し評価改善を行う、自律  
的な過程。（「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営  
体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策に  
ついて（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）より）

※各要素（場面）は、相互に関連し、ある要素（場面）が別の要素（場面）に一部または全部含まれる場合もある

# 資質能力の構造化の試案（イメージ）

## 資質能力の観点と具体的内容（基礎的な能力記述）の構造イメージ①

大くくり化した資質能力の観点

（教員免許で担保すべきと考えられる）基礎的な能力記述文の例

教職に必要な素養等  
に主として関するもの

- ・「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・サービス等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。
- ・豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築することができる。
- ・学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し、組織の中で自らの役割を果たそうとしている。
- ・自身や学校の強み・弱みを理解し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。
- ・子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。

※ マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在している

注）基礎的な能力記述文の項目数や分量は、当該能力を身に付けるために必要な学修量と必ずしも比例するものではない。

## (参考) キャリアステージに応じて求められる資質能力 (イメージ)

### 養成段階

採用当初から学級や教科を担当しつつ、教科指導、生徒指導等の職務を著しい支障が生じることなく実践できる資質能力を身に付けさせる過程

### 採用段階

開放制による多様な教員免許状取得者の存在を前提に、教員としてより優れた資質能力を有する者を任命権者が選考する過程

### 現職研修段階

任命権者等が、職務上又は本人の希望に基づいて、経年年数、職能、担当教科、校務分掌等を踏まえた研修を施し、教員としての専門的資質能力を向上させる過程

※教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（第1次答申）」（平成9年7月28日）P7を基に作成

# 学校安全の推進に関する教職員の資質・能力の向上のための調査研究事業(令和元年度実施)

文部科学省では、「第2次学校安全の推進に関する計画」に基づき、教職員を志す学生から管理職までのキャリアステージ別に、学校安全に関して習得しておくべき事項を整理し、各学校・教育委員会の研修や大学の講義等で活用できるe-ラーニング教材「教職員のための学校安全e-ラーニング」を作成。

第2次学校安全の推進に関する計画(平成29年3月24日閣議決定)

- ・「教職員がキャリアステージに応じて身に付けるべき学校安全に係る資質・能力の明確化を図ること」
- ・「学校安全に関する法令など教員を志す学生が身に付けておくことが望ましい資質・能力について整理すること」

## 【調査研究事業の概要】

実態調査の実施

- 都道府県教育委員会調査(教員育成指標、研修実施状況)
- 教員養成大学抽出調査(学校安全に関わる教職科目の現状)

身に付けておくべき  
資質・能力の整理

- 教職員のキャリアステージに応じた資質・能力の検討
- e-ラーニング教材として適切と考えられる範囲の絞りこみ

教材等の作成

- 学校安全教育に取り組む大学の先進事例調査
- キャリアステージ別のe-ラーニング教材の作成及び試行・評価

「学校安全ポータルサイト」に掲載

- 基礎(①、②、③)、初任者、中堅教職員向け、管理職向け、各15分程度で学べる教材として公開。(令和2年4月1日～)

# 教職員のための学校安全e-ラーニング

全ての教職員は、各キャリアステージにおいて必要な学校安全に関する資質・能力を身に付けることが求められています。「教職員のための学校安全e-ラーニング」は誰でも・いつでも・どこでも、学校安全に関して習得しておくべき事項を学ぶことができます。

**画面イメージ**

**基礎研修② 安全教育の基礎**

はじめに

1. 安全教育の目標
  - [1] 安全教育の目標
  - [2] 安全教育の目指す資質・能力
  - [3] 発達段階に応じた安全教育の目標
2. 安全教育の内容
  - [1] 学校安全の3領域
  - [2] 安全教育の内容—生活安全—
  - [3] 安全教育の内容—交通安全—
  - [4] 安全教育の内容—災害安全—
3. 安全教育の進め方
  - [1] 教育課程における安全教育
  - [2] 各教科等における指導
  - [3] 特別活動における指導

**教育課程における安全教育**

安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育む

教育要領 + 児童生徒等の実情 + 自助

学習指導要領 + 地域の実態 + 共助 + 公助

- ✓ 安全に関する内容のつながりを整理（安全計画に位置付け）  
⇒ **系統的・体系的な安全教育を計画的に**
- ✓ 家庭や地域社会との連携 ✓ 校種間連携
- ✓ 必要な人的又は物的な体制の確保

**活用シーン**

教職員向け研修の事前学習教材や動画教材として

- 初任者研修
- 校内研修
- 教員免許状更新講習
- etc.

大学での学校安全に関する講義の教材として

個人の自己学習教材として

パソコン OK

スマホ タブレット OK

**学校安全ポータルサイトで誰でも学べます！**

コースの名称	対象者	主な内容
基礎研修①		学校安全の全体像
基礎研修②	教職員を目指す学生等	安全教育の基礎
基礎研修③		安全管理の基礎
初任者等向け研修	1年目から概ね5年程度の教職員	学校安全の具体
中堅教員向け研修	概ね6年以上、中堅として活動する教職員	学校安全のPDCA
管理職向け研修	管理職又はそれに準じる立場の教職員	目標と体系、組織活動



小テストに合格すると修了証が発行されます！

外出自粛期間中や夏休み中に多くの方が受講しています😊



**学校安全に関する情報は  
「学校安全ポータルサイト」  
で検索！！**



こちらのQRコードから  
サイトをご覧ください。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html>

## コンテンツ例

**教職員のための  
学校安全e-ラーニング**

- 第2次学校安全の推進に関する計画 (平成29年3月24日閣議決定)
- 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査
- 研修会情報
- 登下校防犯プラン
- 学校事故対応に関する指針
- 熱中症関連情報

**やってみよう！  
登下校見守り活動  
ハンドブック**

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

「危機管理マニュアル作成の手引」など学校安全資料

**文部科学省作成資料・取組・事業**

学校安全推進のための参考資料や、全国で実施している取組・モデル事業等を掲載。

- 全国での取組・モデル事業 (研修会情報)
- 学校安全参考資料
- 映像資料

**表彰制度**

内閣総理大臣表彰や文部科学大臣表彰、その他関係省庁が実施している学校安全コンクールを紹介。

- 安全功労者内閣総理大臣表彰
- 学校保健・安全文部科学大臣表彰

関連情報へのリンク - 関係省庁の学校安全に関する情報を紹介

学校安全功労者の紹介

文科省からのお知らせを毎月更新

**今月のニュース**

学校安全に関する全国の取組や、文部科学省からのお知らせなどを紹介。

- 令和2年3月号 職員だより
- バック

都道府県の研修会情報や文科省主催の研修会資料

**研修会情報**

防災教育、学校安全に関する公開授業・セミナーの開催情報を紹介。

- 健康教育・食育行政担当者連絡協議会
- 全国学校保健・安全研究大会
- 都道府県・政令市主催 研修会・セミナー等

## 第3次計画の策定に向けた本日の論点案(教員養成・教員研修関係)

(テーマ1) 安全教育や安全管理に関して、教員養成段階で身に付けるべきこと

- 大学の特色によらず、教員養成課程において、教員養成段階で身に付けるべきこと、取り扱うべき内容はどのようなものか

(テーマ2) 安全教育や安全管理に関して、現職の教職員研修の在り方

- 各地域の特性によらず、どの地域においても、入職後の教職員研修またはOJTの中で身に付けるべきこと、取り扱うべき内容はどのようなものか
- 安全教育や安全管理に関して、国がさらに果たすべき役割について

(再掲: 第3次学校安全の推進に関する計画の策定について(諮問) より一部抜粋)

児童生徒等に対する安全教育の充実を図るためには、教職員自身が自然災害等の安全に関する知見等、指導すべき内容を明確に把握しておくことが重要

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと(カリキュラム・マネジメントの中で体系的な安全教育の推進)

児童生徒等が安全上の課題について自ら考え主体的な行動につながるような工夫など、安全教育の効果を高めていくことも重要